

# 市区町村における待機児童解消の取組状況の「見える化」について

(平成29年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課長通知『「子育て安心プラン」の実施方針について』より)

## ◆「子育て安心プラン実施計画」の作成

- 「子育て安心プラン」参加対象の市区町村は、初めて、市区町村全域に加え、保育提供区域毎に「子育て安心プラン実施計画」(別添)を作成し、遅くとも2020年度末までに待機児童をゼロとする。
- 「0歳、1・2歳、3歳以上」の年齢区分別に「申込児童数(保育ニーズ)」、「利用定員数(整備量)」、「待機児童数」を見込んで計画を作成。
- 申込児童数の見込みについては、保育を必要とするが申込みに至らないケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握するため、保育コンシェルジュなどを積極的に活用するよう指導。
- 都道府県は、市区町村の実施計画における保育ニーズの見込み等が適切かどうかを精査。

## ◆「子育て安心プラン実施計画」の公表

- 「子育て安心プラン実施計画」について、年齢区分別に、2020年度末までの見込・計画数、実績を厚生労働省HPにおいて公表し、市区町村の待機児童解消の取組状況を「見える化」。